

# 鶴見川 河川水辺の国勢調査

## 【両生類・爬虫類・哺乳類調査 位置図】

調査年度：平成16年度（2004年度）



● : 調査地点 (この番号が、次の確認種リストの調査地点番号と対応しています。)

— : 鶴見川流域 (降った雨や雪の水が、鶴見川に集まってくる範囲です。)

↔ : 鶴見川水系の河川。太く示した河川は、京浜河川事務所が管理しており、調査は管理区域内で実施しています。

【道路】 — : 国道、 — : 有料道路    【鉄道】 - - - : JR線、 — : その他の鉄道

鶴見川 河川水辺の国勢調査【両生類・爬虫類・哺乳類調査 確認種リスト】 調査年度:平成16年度(2004年度)

両生類

No	目名	科名	種名	学名	重要種		特定外来生物等		鶴見川	
					環境省RL	神奈川RDB	特定	要注意	調査地点番号	
1	無尾目	アマガエル科	ニホンアマガエル	<i>Hyla japonica</i>						
2	無尾目	アカガエル科	ウシガエル	<i>Rana catesbeiana</i>						
合計種類数 : 1目 2科 2種										

爬虫類

No	目名	科名	種名	学名	重要種		特定外来生物等		鶴見川	
					環境省RL	神奈川RDB	特定	要注意	調査地点番号	
1	カメ目	イシガメ科	クサガメ	<i>Chinemys reevesii</i>						
2	カメ目	ヌマガメ科	ミシシippアカミミガメ	<i>Trachemys scripta elegans</i>						
3	有鱗目	カナヘビ科	ニホンカナヘビ	<i>Takydromus tachydromoides</i>						
4	有鱗目	ナミヘビ科	シマヘビ	<i>Elaphe quadrivirgata</i>		要注				
合計種類数 : 2目 4科 4種										

哺乳類

No	目名	科名	種名	学名	重要種		特定外来生物等		鶴見川	
					環境省RL	神奈川RDB	特定	要注意	調査地点番号	
1	モグラ目	モグラ科	アズマモグラ	<i>Mogera imaizumii</i>						
2	コウモリ目	ヒナコウモリ科	アブラコウモリ	<i>Pipistrellus abramus</i>						
3	ネズミ目	ネズミ科	アカネズミ	<i>Apodemus speciosus speciosus</i>						
4	ネズミ目	ネズミ科	ハツカネズミ	<i>Mus musculus</i>						
5	ネコ目	イタチ科	イタチ	<i>Mustela itatsi itatsi</i>		NT				
6	ネコ目	ネコ科	ネコ	<i>Felis catus</i>						
合計種類数 : 4目 5科 6種										

【表の見方】各種が確認された調査地点には、“ ”を示しました。(調査地点の番号は、調査位置図の番号と対応しています。) なお、下記の重要種に該当する種のうち、環境省RLのカテゴリーが「VU:絶滅危惧 類」以上の種については、保全上の理由から確認された調査地点を示していませんが、いずれかの調査地点で確認されています。

重要種・特定外来生物等選定基準

【重要種】 環境省RL(レッドリスト): 環境省(2006および2007)「日本の絶滅のおそれのある野生生物の種のリスト(爬虫類、両生類、および哺乳類)」において、以下のカテゴリーに選定されている種。  
 EX:絶滅、EW:野生絶滅、CR+EN:絶滅危惧 類(CR:絶滅危惧 A類、EN:絶滅危惧 B類)、VU:絶滅危惧 類、NT:準絶滅危惧、DD:情報不足、LP:絶滅の恐れのある地域個体群  
 神奈川RDB(レッドデータブック): 神奈川県生命の星・地球博物館(2006)「神奈川県レッドデータ生物調査報告書」において、以下のカテゴリーに選定されている種。  
 EX:絶滅、EW:野生絶滅、CR+EN:絶滅危惧 類、CR:絶滅危惧 A類、EN:絶滅危惧 B類、VU:絶滅危惧 類、NT:準絶滅危惧、減:減少種、希:希少種、要注:要注意種、注:注目種、DD:情報不足、DD(A):情報不足A、DD(B):情報不足B、不明:不明種、LP:絶滅の恐れのある地域個体群

なお、重要種には、上記に加えて「文化財保護法」で指定される"天然記念物"、および「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律」で指定される"国内希少野生動植物種"に該当する種も含まれますが、本調査の調査地点では確認されていません。

【特定外来生物等】 特定: 「特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律」に基づき、生態系・人の生命・身体、農林水産業へ被害を及ぼす(またはその恐れがある)生物として指定されている種。  
 要注意: 環境省により、外来生物法による規制とは別に、「生態系に悪影響を及ぼしうることから、利用に関わる個人や事業者等に対し、適切な取り扱いについて理解と協力をお願いするもの」として選定された種。

「No.」欄が空白になっている行がありますが、これは確認された生物の「種名が判別できなかったため、科や属等の分類群のみを記録した」ものです。これらは原則として、合計種類数を計数する際、なお、河川水辺の国勢調査結果は、全国的に統一されたマニュアルに基づき、集計等のとりまとめを行っています。マニュアルは「水情報国土データ管理センター( <http://www5.river.go.jp/> )」で公開されています。(河川環境データベース>河川版>河川水辺の国勢調査ツール>平成18年度河川水辺の国勢調査マニュアル基礎調査編[河川版]を参照してください。)